

1 令和8年度の審議事項について

流山市子ども・子育て会議

【役割】

本市のこども・子育てに関する主要な施策について調査・審議を行う。

【令和8年度の主な審議事項】

- ① 令和7年度の事業評価
- ② 流山市こども計画の見直しに向けた検討
- ③ 特定教育・保育施設の利用定員設定、乳児等通園支援事業所の認可
- ④ 保育施設等の職員による虐待等の通報事案に関する審議

流山市こどもの権利部会

【役割】

流山市こども計画の評価・検証に当たり、こどもの権利の視点から施策の実施状況等の調査審議を行う。**こどもの権利条例の内容検討を行う。**

【令和8年度の主な審議事項】

- ① こどもの権利の視点から行う事業評価
- ② こどもの権利条例の内容検討

2 こどもの権利条例の内容検討について

(1) こどもの権利条例とは

「こどもの権利条例（こどもの権利保障をはかる総合的な条例）」とは、**こどもの権利保障を総合的にとらえ、理念、制度・しくみ、施策などが相互に補完し合うような内容を備えた条例**のこと。

（例えば、こどもの権利についての理念や権利の具体的内容、家庭・学校・施設・地域などこどもの居場所・生活の場での権利保障のあり方、こどもの参加や救済のあり方、こども施策の推進や検証のあり方、こどもの権利保障をはかる具体的な制度・しくみなどを規定するもの）

（子どもの権利条約総合研究所ホームページより）

(2) 施行自治体例

令和8年1月時点で施行済みの自治体は、93自治体。

- ・川崎市こどもの権利に関する条例（平成13年4月1日施行） ※日本初のこどもの権利条例
- ・千葉市こども・若者基本条例（令和7年4月1日施行） ※千葉県内初のこどもの権利条例

(3) 施行予定時期

令和10年度中の施行を目指す。

(4) 検討体制

流山市こどもの権利部会における検討を基本とし、庁内検討会議やこどもや若者への意見聴取の結果等（既存のこども会議の活用に加え、より幅広い意見聴取を行う）を踏まえ、条例の素案の検討等を行う。